最終更新日：2015年11月30日
シキボウ株式会社
代表取締役社長　能條　武夫
問合せ先：06-6268-5493
証券コード：3109
http://www.shikibo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、株主、顧客、従業員、社会等のステークホルダーへの社会的責任を果たすとともに、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目指し、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。また、東京証券取引所の定める「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則に対し、「コーポレートガバナンスの基本指針」を制定し、当社におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な事項を定めることにより、経営の客観性と透明性をより確保するとともに、意思決定および業務遂行の迅速化に努めることとしております。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する方針を定めた「コーポレートガバナンスの基本指針」は、以下の当社ホームページに掲載しております。
（http://www.shikibo.co.jp/corporate/governance/images/guideline.pdf）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　議決権電子行使プラットフォームの利用・招集通知の英訳】
当社の株主構成等を勘案した上、海外投資家の持株比率の推移を踏まえて議決権行使プラットフォームの利用等の検討を進めてまいります。また、招集通知や参考書類の英訳については、既に実施し、当社ホームページ上で開示としております。

【補充原則1－2－5　株主総会における権利行使】
実質株主の要望を踏まえた上で、信託銀行等と協議を重ねつつ、今後の検討としてまいります。

【原則1－3　資本政策の基本的な方針】
当社は、資本政策に関する基本的な方針は定めておりませんが、ROEおよびROAを重要な経営指標のひとつとして、資本効率の最適化を目指しており、また、株主還元につきましても重要な課題であるとし、業績を勘案した配当を継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

【補充原則3－2－1　外部会計監査人の選定・評価基準】
外部会計監査人の評価基準については、当社監査役会は監査役基準における評価基準をもとに外部監査人から執行状況についての報告を受け、その監査品質・妥当性を検証し、外部会計監査人の評価をしております。また、外部会計監査人の選定基準については、今後その基準の策定について検討を進めてまいります。

【補充原則3－2－2(3)　外部会計監査人と監査役・内部監査部門・社外監査役の連携】
外部会計監査人は、代表取締役・経理担当取締役・監査役および内部監査部門と関係する情報交換や討議を重ね、監査を実施しておりますが、今後はさらに社外取締役とも連携を深め、監査人から要望があれば、直接、面談の機会を確保するよう検討いたします。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は、2015年6月において1名の独立社外取締役を選任しましたが、次年度に向けさらにガバナンス体制を見直し、独立社外取締役の複数名化を目指すこととしています。また、当社は監査役会設置会社・監査等委員会設置会社等、機関設計の議論も進めており、当社としての見解・方針が決まった時点で、その内容を改めてお知らせいたします。

【補充原則4－8－1／4－8－2　独立社外取締役の情報交換体制・連絡体制の整備】
当社は、当年度において独立社外取締役を1名選任しましたが、複数名の選任となってはおりません。従って、今後複数名の選任の際に情報交換体制・連絡体制の検討をすることといたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式】
当社は、取引上の関係強化、情報収集を目的として純投資目的以外の株式を政策保有株式として保有といたします。
主要な政策保有株式について、中長期的な経済合理性や将来の見通し等を検証の上、その保有の合理性について執行役員からなる経営会議で毎年度確認いたします。
政策保有株式は、長期的な視点で投資先企業との共存共栄をめざし保有する目的であり、議決権もそれらの目的および合理性を勘案して個別に行使いたします。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第9条をご参照下さい。］

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が役員との間で法令に定める競業取引および利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会による承認を得ることといたします。また、当該取引を実施した場合には、法令の定めるところにより、その重要な事実を適切に開示いたします。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第10条をご参照下さい。］

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）会社の経営理念・経営戦略・経営計画等
当社のホームページで、経営理念・長期経営ビジョン・新中期経営計画を開示しています。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
目的・基本的な考え方については、当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載のとおりです。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第1条・第2条をご参照下さい。］
（3）取締役会が経営陣の報酬を決定するに当たっての方針・手続
当社の役員報酬制度は、業績に連動しない基本報酬と業績目標の達成度により変動する全社業績報酬、各部門の業績達成度により変動する部門業績報酬、当社の将来価値の向上に資するための長期的インセンティブとしての自社株購入報酬で構成され、報酬額の水準については、同業または同規模の他企業と比較のうえ、当社の業績に見合った水準を設定しています。
また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役には、業績連動報酬は相応しくないため、基本報酬のみの支給としています。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第33条をご参照下さい。］
（4）取締役会が経営陣の選任と取締役・監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続
取締役・監査役の指名を行うに当たっては、経営の透明性を担保するため、取締役会の任意の諮問機関として人事委員会を設置し、人事委員会が取締役会へ推薦することによる手続としています。また、その選任基準については、当社コーポレートガバナンスの基本指針に記載し、開示しています。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第16条・第17条・第27条をご参照下さい。］
（5）取締役会が経営陣選任と取締役・監査役候補者指名を行う際の選任・指名についての説明
取締役会は、当社コーポレートガバナンスの基本指針に則り、経営陣幹部及び取締役・監査役候補者の個々の内容を検討した上で、選任・指名を決議しています。

【補充原則4－1－1　取締役会の役割・責務】
当社では、取締役会は当社の持続的成長と長期的な企業価値の向上に資するため、経営理念、経営方針、経営計画等の企業戦略の重要な意思決定および業務執行の監督を行います。また、業務執行の透明性・迅速性を確保するため執行役員制度を設け、執行役員か

ら構成される経営会議において取締役会から付託された業務を執行審議・決定し、執行役員は、業務執行の責任を負って、取締役会に対して業務執行の進捗状況を報告いたします。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第12条・第22条をご参照下さい。］

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準および資質】
当社では、社外取締役の独立性判断基準は次に該当しないこととし、当社コーポレートガバナンスの基本指針に開示しています。
（1）当社が出資または持ち分等を保有する法人または組合の役員、従業員
（2）主要な取引先の役員、従業員
（3）当社からの役員報酬以外に当社および当社グループ各社から多額の金銭を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
（4）主要な株主またはその株主が法人である場合の役員、従業員
（5）就任前3年以内に（1）ないし（4）に該当した者
（6）（1）ないし（5）に該当する者の二親等以内の近親者
（7）二親等以内の近親者が当社および当社の子会社の従業員である者
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第18条をご参照下さい。］

【補充原則4－11－1　取締役会全体としての知識・経験・能力バランス・多様性の考え方】
当社では、取締役会は社内取締役候補者について、強い倫理観を有し、当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任します。
また、人事委員会は、上記の資質を持つ者について理由を明示し取締役会に推薦いたします。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第16条をご参照下さい。］

【補充原則4－11－2　取締役会・監査役会の兼任状況】
当社は、社外取締役が当社以外の役員等を兼任する場合、取締役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。また、重要な兼任の状況について毎年開示します。
監査役が当社以外の役員等を兼任する場合、監査役としての善管注意義務および忠実義務を履行可能な範囲に限るものとします。
また、重要な兼任の状況について毎年開示します。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第20条・第30条をご参照下さい。］

【補充原則4－11－3　取締役会・監査役会の実効性確保】
当社では、取締役会は意思決定の有効性・実行性を担保するために、毎年、自己評価等の方法により、会議運営の効率性および決議の有効性・実効性について分析を行い、その結果の概要を開示します。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第15条をご参照下さい。］

【補充原則4－14－2　取締役・監査役に対するトレーニング】
当社では、人事委員会は社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役および執行役員に対して、就任の際における当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識の習得、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会の提供および在任中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援等の計画を取締役会に答申します。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第34条をご参照下さい。］

【原則5－1　株主との対話】
当社のIR活動は、投資機関については経営管理部が、一般個人投資家については総務部が窓口となり、ウェブサイト等を通じて、経営戦略および財務・業績状況等に関する情報を適時・適切に開示するとともに、株主・投資家等との対話を充実していきます。
［※当社コーポレートガバナンスの基本指針　第8条をご参照下さい。］

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
シキボウ従業員持株会	3,513,420	2.98
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,068,387	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,491,000	2.11
シキボウ取引先持株会	2,481,000	2.10
株式会社鴻池組	2,472,000	2.10
東京海上日動火災保険株式会社	2,445,657	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,419,000	2.05
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	2,178,000	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,852,000	1.57
株式会社SBI証券	1,713,000	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	繊維製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社では、上場子会社の独立性を確保しつつ、コーポレート・ガバナンスに影響を与えうる上場子会社の情報・発生事実について、直ちに当社の管轄部門に報告することを義務付ける等、適切な管理・統制を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	25 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
佐藤　嘉彦	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤　嘉彦	○	―――	当社の、より一層の経営透明性確保や独立性・公平性を備えた経営アドバイスを取り入れるために、社外取締役を1名人選しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、意見および情報交換のため、年2回、定期的に会計監査人と会合を持つこととしております。また、必要が生じたときは、これ以外にも適宜会合を持つこととしております。
監査役は、必要に応じて会計監査人の往査および監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し監査の実施経過について適宜報告を求めることとしております。
監査役は、緊密な連携を図るために、年4回、定期的に内部監査部門と会合をもつこととしております。また必要が生じたときは、これ以外にも適宜会合をもつこととしております。
監査役は、内部監査部門に対して、内部統制システムに関する監査計画、監査結果について、定期的に報告を求める一方、必要に応じて調査を求めております。
監査役は、内部監査部門から、内部統制システムの法令等遵守体制、損失危険管理体制等の各体制における重大なリスクへの対応状況その他各体制の整備状況に関する事項について、定期的に報告を受け、必要に応じて内部監査部門が行う調査等への監査役の立ち会い・同席を求め、または内部監査部門に対して、追加調査等とその結果の報告を求めることとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
畑　守人	弁護士													
高橋　邦夫	他の会社の出身者							▲						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑　守人	○	―――	弁護士として培われた法律知識を当社の監査体制に活かしていただくために選任しております。企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立性が高いことから、一般株主と利益相反のおそれがないと判断し、独立役員に指定しました。
高橋　邦夫		―――	金融機関における長年の経験を有しており、財務および会計に関する知見を当社の監査体制に活かしていただくために選任しております。他社での豊富な監査役経験を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

報酬の一部につき、業績および成果に応じた報酬制度としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

直前事業年度における取締役および監査役に対する報酬
　取締役　9名　88百万円
　監査役　3名　22百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬に関する方針を定めており、その報酬は委嘱された役職、社会水準、全社業績、配当額、担当部門業績等を総合的に勘案の上、株主総会後の取締役会の承認を得て決定することとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

現在、当社では、社外監査役を補佐するセクションや担当者を置いておりませんが、監査役がその職務を補佐すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行について

(1)取締役会

毎月１回、定例の取締役会を開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務遂行を監督しております。グループ会社については、それぞれ独立した事業体としての機動性をもたせる一方で、当社取締役会において、役員の派遣を決定するとともに、業務執行や業績の進捗についての付議・報告を求めております。

(2)経営会議

当社は、すでに執行役員制度を導入していますが、さらに機動的かつ効率的な業務執行を実現するため、執行役員制度を改定いたしました。これにより、社長執行役員、取締役・役付執行役員、その他執行役員、常勤監査役で構成する経営会議を月２回開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を審議・決定しております。

(3)各種委員会

コンプライアンス委員会、中央安全衛生委員会、環境推進委員会等の各種委員会をグループ横断的に組織し、それぞれの機能別に法令遵守、内部統制、リスク管理等の体制の整備を図り、必要な措置を講じております。

監査・監督について

(1)監査役監査

監査役監査の実効性を高めるために、監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制の整備に努めております。

(2)会計監査

会計監査につきましては、東陽監査法人を会計監査人に選任しており、会社法ならびに金融商品取引法の規定に基づき、連結財務諸表等についての必要な監査を適宜受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社として、監査役の人員は3名で、１名が常勤監査役、他の2名は非常勤の社外監査役であります。監査役は、取締役会等重要な会議への出席のほか、会社の業務および財産の状況に関する調査、取締役からの聴取、重要書類の閲覧、会計監査人・子会社監査役との連携等を通じ、取締役会における意思決定のプロセス、取締役の職務執行状況を監視し、必要な措置を適時に講じております。

また、各監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役の職務執行を監査することにより、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する責務を負っております。中でも、常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、財務・会計に関する専門的な知見も有しており、重要な会議に参加し、経営課題に対処するプロセスやその結果について、十分掌握した上で客観的評価を行う等、経営監視の実効性を高めております。また、今年度の株主総会で社外取締役を１名選任し、より透明性の高い経営を目指しております。社外取締役は長年の企業経営の経験を活かし、適切な経営アドバイスをいただくとともに、社外での経験、知識等を活かして、独立した立場からの客観的・中立的な見地で経営監視の役割を担っております。

したがって、当社は、監査役制度により、経営の透明性、適法性等の監視機能に加え、客観的・中立的な経営監視機能が十分に機能する体制が整っていると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成12年以降株主総会招集通知の早期発送を開始し、現状では総会日の約20日前に発送しております。
招集通知（要約）の英文での提供	弊社ホームページにおいて、招集通知(要約)を開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会招集・決議通知、中間・年次報告書、ニュースリリース、四半期・有価証券報告書等を対外発表と同時にホームページに掲載するようにしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部をIR部署とし、総務部担当役員をIR担当役員、総務部長をIR事務連絡責任者としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「シキボウ行動規範」および「シキボウ行動基準」の中で、ステークホルダーの立場の尊重を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社および当社グループ各社において、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得および維持に積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「シキボウ行動規範」および「シキボウ行動基準」の中で、情報提供の基本方針を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの基本方針

1. 当社および当社の子会社の取締役・執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)当社および当社の子会社からなる企業集団(以下、「シキボウグループ」という。)は、法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、行動規範および行動基準を定め、これを「シキボウグループコンプライアンスマニュアル」として策定し、周知する。
(2)当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、取締役社長を委員長とし全取締役およびシキボウグループ子会社各社の代表取締役を委員とする「シキボウグループコンプライアンス委員会」を設置し、行動規範および行動基準の管理および改訂を行う。
(3)当社は、企業統治機能の強化を図るための組織として、取締役社長直轄の内部監査部門を設置し、内部統制システムの一層の強化を図る。
(4)当社は内部通報制度を設け、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、内部通報窓口に直ちに通報するものとする社内規程を定める。
(5)シキボウグループにおける内部統制の強化を図るため、(3)で取り決めた内部統制システムおよび(4)で取り決めた内部通報制度の対象範囲をシキボウグループ全体とする。
(6)シキボウグループとしての財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)法令および社内規程に定める文書保存期間に従い、適切に文書等の保存および管理を行う。
(2)情報の管理については、営業秘密に関する社内規程や運用指針、個人情報の保護に関する社内規程等により基本的事項を定め、業務の適正円滑な遂行を図る。
(3)情報の適切な管理を行うため、法令および社内規程に定める開示ルールに従い、情報の適時開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)取締役会、監査役会および経営会議により業務執行状況の把握に努める。また、管理部門各セクションによる日常的なチェックにより内部統制およびリスク管理に対するサポートを行い、企業価値を損なうリスクの発生を未然に防止するために必要な措置またはリスクを最小化するために必要な措置を講じる。
(2)万一事故やトラブル等の緊急事態が発生した場合は、経営トップを本部長とする対策本部を設置し、情報の収集と指揮命令系統の一元化を図り、危機管理に当たることとする。
(3)前(1)および(2)の損失の危険の管理の対象範囲をシキボウグループ全体とし、必要な規程、体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)毎月1回定例の取締役会を開催し、経営の最高方針および経営に関する重要な事項を決定し、取締役の職務の執行を監督する。
また、主として執行役員をもって構成される経営会議を原則として月2回開催し、重要な業務執行を審議決定する。
(2)経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについては社内規程を定める。
さらに、取締役会で決議すべき事項およびその他の重要事項は、取締役会規則、経営会議規程および重要事項取扱規程に定め、法令および定款の定めに則った適法かつ円滑な運営を図る。
(3)当社はシキボウグループ子会社各社における取締役およびその使用人の職務の執行が効率的に行われるよう、原則としてシキボウグループ子会社各社において少なくとも3か月に1回以上の取締役会を開催し、経営の方針および経営に関する重要な事項を審議決定する旨の社内規程を定める。
(4)当社は、シキボウグループ子会社各社の、経営管理上の重要事項の指定、意思決定のプロセス、周知徹底および記録保存等の取扱いについて社内規程を定める。

5. シキボウグループにおける業務の適正を確保するための体制
(1)当社はシキボウグループの繁栄と成長を目指し、その総合力発揮に資するため、シキボウグループ各社の管理に関する社内規程を定める。この規程に基づき、シキボウグループ子会社各社についての重要事項は、当社の取締役会への付議または報告を要することとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および当該補助使用人の取締役からの独立性に関する体制
(1)当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じてスタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
(2)補助使用人を置いた場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人が当社の監査役に報告をするための体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社の取締役および執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告することとする。
(2)当社の使用人ならびにシキボウグループ子会社各社の取締役および使用人は、違法行為等が発生し、または発生するおそれがあると判断した場合には、当社またはシキボウグループ子会社各社の内部通報制度に従い内部通報窓口に直ちに通報するものとし、通報を受けた内部通報窓口部署は、それぞれの内部通報制度に従い、当社の監査役に対して内部通報事案についての調査・対応に関する報告を行うこととする。
(3)当社は、内部通報窓口へ通報を行った者および監査役または内部通報窓口へ報告を行った当社ならびにシキボウグループ子会社各社の役職員に対し、当該通報・報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行う事を禁止し、その旨を当社およびシキボウグループ子会社各社の取締役・執行役員および使用人に周知する。
(4)当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもつほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、必要に応じて業務執行に関する重要な書類を閲覧し、シキボウグループの取締役・執行役員または使用人にその説明を求めることができるものとする。
(5)当社の監査役は、シキボウグループの取締役・執行役員および使用人から報告を受けるほか、会計監査人および内部監査部門等と緊密な連携を保ち、効率的な監査の実施に努めるものとする。
(6)当社は当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および社内体制の整備状況について

1. 反社会的勢力排除についての基本的な考え方
当社は、反社会的勢力との関係を遮断することは、健全な企業活動を営むうえでの基本要件であり、社会的責任の観点からも、極めて重要な経営上の課題であると認識しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた社内体制整備の状況
当社では、「内部統制システムの基本方針」に定める法令遵守と企業倫理遂行の立場を明確にするため、「シキボウ行動規範」および「シキボウ行動基準」を策定し、反社会的勢力との関係遮断については、これらに明文の規定を置いております。
行動規範では、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決」する旨を明文化し、一方、行動基準では、「反社会的勢力および団体との関係遮断に関する行動基準」という項目を設け、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」という基本原則に則り、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨む旨を明記しております。
反社会的勢力による被害の防止に向けては、総務部が主体となり、平素から地域の企業防衛協議会と緊密な連携関係を構築し、情報収集、注意喚起等の具体的な取組みを行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 基本姿勢
　当社では、証券市場の公正性と健全性に資するため、証券取引法および証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報、さらに投資判断に影響を与えると思われる情報については、証券取引所に事前相談いたしております。
　なお、当社役員および従業員に対する内部情報の管理につきましては、「内部者取引防止規程」に従って、内部情報の管理徹底を図っております。

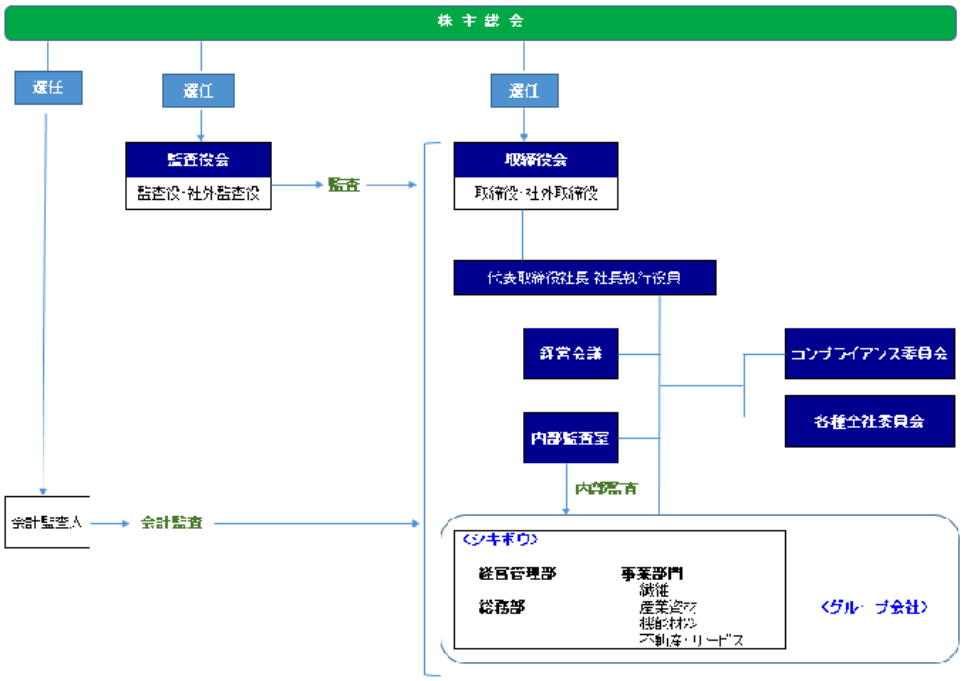
2. 社内体制の状況
(1)決定事実
　重要な決定事実については、所管部門の担当取締役が経営会議および取締役会に付議し、承認決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。承認決定された重要事実は、事前に開示必要の有無を情報取扱責任者である総務部長を中心に総務部および経営管理部により検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。

(2)発生事実
　重要事実が発生した場合は、所管部門の担当取締役から情報取扱責任者に報告が行われます。情報取扱責任者は、取締役社長に報告を行うとともに、総務部を中心に開示必要の有無を検討し、開示が必要な場合には迅速に行うよう努めております。なお、当該重要事実は、後日改めて所管部門の担当取締役から経営会議および取締役会に報告が行われます。

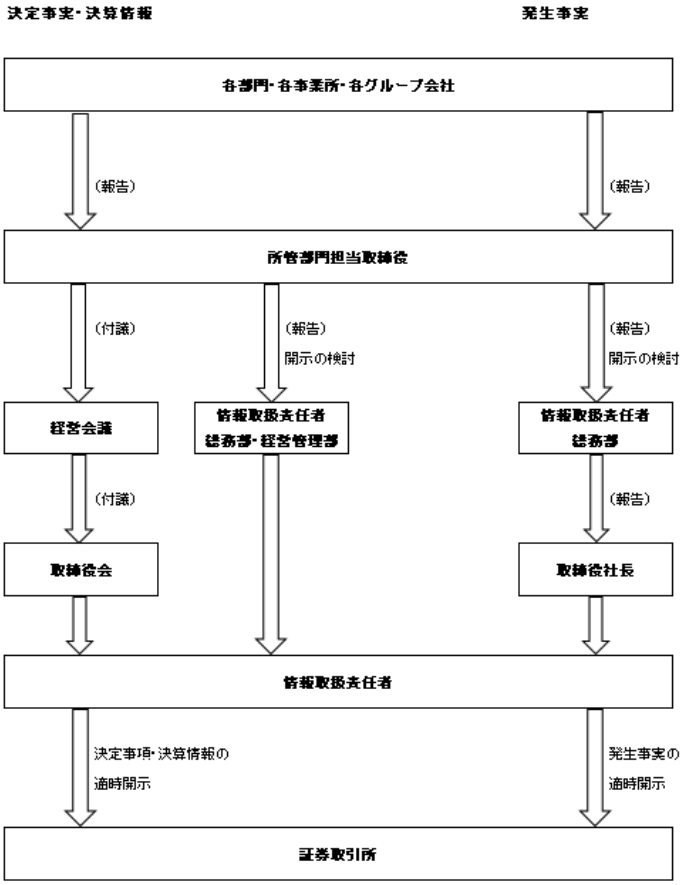
(3)決算情報
　期末および四半期における決算に関する情報については、その根拠となる財務諸表等を経理担当取締役が経営会議および取締役会に付議し、承認決定を行っております。承認決定された決算情報は、情報取扱責任者の指示により速やかに開示するよう努めております。
　業績予想の修正に関する情報については、経理担当取締役が経営会議および取締役会に付議し、承認決定を行っております。承認決定された情報は、情報取扱責任者の指示により速やかに開示するよう努めております。
　なお、期末および四半期における決算短信の作成にあたっては、監査法人の監査および指導を受けており、その他の決算に係る事項についても、必要に応じて監査法人の指導を受けております。

(4)子会社の情報
　子会社に関する決定事実、発生事実および決算情報については、当該子会社を管轄する当社の所管部門を経由することにより、それぞれ上記と同様の手続により開示に努めております。

3. 開示
　決定事実および決算情報については、取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。発生事実については、当該発生を認識した時点で速やかに適時開示を行います。また、公表したニュースリリースは、公表と同時に当社のホームページに掲載しております。



適時開示体制の概要（模式図）



※発生事実については、開示後に改めて経営会議、取締役会に報告が行われる。